

災害対策基本法



災害救助法



都道府県知事の義務として、医療関係者を従事させる場合の実費弁償を規定

災害救助法施行令

医療関係者の範囲に歯科医師を明記

- 防災基本計画
- 防災業務計画
- 地域防災計画

災害対策基本法

中央防災会議 → 防災基本計画

内閣総理大臣・国務大臣・日銀総裁・日赤社長・・・

指定行政（地方行政）機関・指定公共機関
→ 防災業務計画

内閣府・厚生労働省・他各省庁・国家交換委員会・・・・・・
地方厚生局・都道府県労働局・管区海上保安本部・・・
日本医師会・日本銀行・JR・NHK・NTT・・・・

地方防災会議 → 地域防災計画

都道府県防災会議・市町村防災会議
知事・警視總監・道府県警察本部長・指定地方行政機関長・自衛隊方面總監・・・

地域防災に関する計画

災害対策基本法における規定

災害対策基本法

○中央防災会議が作成する

防災基本計画

災害救助法

○指定行政機関、
指定公共機関が作成する

防災業務計画

災害救助法施行令

○地方公共団体が作成する

地域防災計画

- 防災基本計画
- 防災業務計画
- 地域防災計画

都道府県地域防災計画
市町村地域防災計画

「防災基本計画」